

新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 3 項の規定に基づき、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 の 4 都県について、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されていましたが、3 月 18 日付で、緊急事態が 3 月 21 日をもって終了する旨が公示されました。

また、合わせて基本的対処方針も変更され、同方針では、国および自治体において、「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（参考 1）を踏まえ、「社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととする」とされています。

政府から日本商工会議所宛てに、基本的対処方針に基づく新型コロナウイルス感染症対策の着実な実施のため、会員企業等への周知・協力依頼がありました。

事業所様におかれましては、ご確認いただきますようお願いいたします。

- [新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了について\(内閣官房から日本商工会議所への周知依頼\)](#)
- (別紙 1) [新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了](#)
- (別紙 2) [新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針](#)
- (参考 1) [緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応](#)
- (参考 2) [緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応 \(概要\)](#)